

環境しょうばら

No. 6

次世代へつなぐ 庄原の里山環境

発行日	令和6年8月5日
発行元	環境建設部 環境政策課
TEL	0824-72-1398
FAX	0824-72-5517
mail	kankyo- seisaku@city.shobara.lg.jp

していしょねつひなんしせつ

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)の指定について

気候変動適応法が令和6年4月に改正され、「指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)」を市町村長が指定することができることとなりました。

庄原市においても、暑さをしのげる場を確保することで、極端な高温時における熱中症による重大な被害を防止するため、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定します。

していしょねつひなんしせつ

指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)とは

クーリングシェルターは、極端な高温時における熱中症による重大な被害を防止するため、庄原市が指定した施設で、「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)」が発表された場合には、暑さをしのぐ場として、どなたでも利用していただけます。

熱中症特別警戒情報が発表され、危険な暑さが見込まれる時は、冷房が効いた室内で過ごすことが基本ですが、冷房設備のある環境で過ごすことができない人や、やむを得ず外出する時に危険な暑さに見舞われた場合などには、クーリングシェルターをご利用ください。

対象施設には、指定された施設であることがわかるように、施設入口などに下記のクーリングシェルター案内表示などを掲示しています。

庄原市指定暑熱避難施設 クーリングシェルター COOLING SHELTER



熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)とは

・気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある場合に環境省から発表されます。

・詳細は右記QRコードからご確認ください。

●環境省熱中症予防サイト



●熱中症警戒アラート等について



クーリングシェルターを利用する際の注意事項

- ・クーリングシェルターの開所は、4月第4水曜日から10月第4水曜日(熱中症特別警戒アラートの運用期間と同じ)までのうち、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときです。
- ・飲料水は各自でご用意ください。
- ・指定場所の温度調整はできません。
- ・利用できる日時等は施設によって異なりますので、一覧でご確認ください。
- ・利用にあたっては、各施設の指示に従ってください。

指定施設一覧

各施設の開放場所や利用可能時間は、下記をご覧ください。

※開放日時は、原則下記の日時であり変更等がございます。

	地域	施設名称	所在地	開放日時	収容可能人数
1	庄原	庄原市役所本庁舎 1F 市民ホール	中本町一丁目10番1号	月～金 (土日祝を除く) 8:30～17:15	30人
2	西城	庄原市役所西城支所 2F 大会議室	西城町大佐737番地3	月～金 (土日祝を除く) 8:30～17:15	30人
3	東城	庄原市役所東城支所 1F ホール	東城町川東1175番地	月～金 (土日祝を除く) 8:30～17:15	30人
4	口和	庄原市役所口和支所 2F 中会議室	口和町向泉942番地	月～金 (土日祝を除く) 8:30～17:15	30人
5	高野	庄原市役所高野支所 2F 会議室	高野町新市1171番地1	月～金 (土日祝を除く) 8:30～17:15	30人
6	比和	庄原市役所比和支所 1F 会議室	比和町比和1119番地1	月～金 (土日祝を除く) 8:30～17:15	30人
7	総領	庄原市役所総領支所 2F 会議室1	総領町下領家280番地1	月～金 (土日祝を除く) 8:30～17:15	30人
8	庄原	庄原市田園 文化センター	西本町二丁目20番10号	火～日 (月が祝日の場合は開 放、火は閉鎖) 10:00～19:00	20人
9	東城	庄原市立図書館 東城分館	東城町川東1188番地2	火～日(祝日除く) 10:00～18:00	20人

環境標語 (令和5年度 環境標語コンクール)

ごみは できるだけ 少なくして 出そうね

高野小学校2年 奥田 優菜

